

秋田県告示第285号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
能代市宇鴨巣16の17・16の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の6、1の7、1の12、1の14から1の18まで、1の23、1の26、15、16の4から16の6まで、16の13から16の16まで、16の18、16の19、16の28から16の33まで、16の35から16の46まで、16の48、16の49、16の54、16の55、16の57から16の59まで、16の64、18、20から22まで、29
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇鴨巣1の12・1の14・16の14から16の16まで・16の18・16の28・16の29・16の31・16の32・16の34から16の37まで・16の40・16の41・16の43から16の46まで・18・22（以上22筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県山本地域振興局農林部及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第286号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市南ノ股字下り木沢21の1、29、30の1、30の2、字切掛沢36の1、36の2、字縄ヶ台87の3、87の4、字南沢43から50まで、51の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下り木沢21の1・30の1・字切掛沢36の2・字南沢50・51の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第287号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市南ノ股字鳥水台1の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
鳥水台1の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第288号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
にかほ市小国字白切沢1の1、1の2、2、4の47から4の51まで、字研石27、31、32、字殿向3、字十文字3の1、3の4から3の6まで、字梨木平1、2、字滝ノ沢1の2・2の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の4、字堤尻2の2・2の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2の1、2の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白切沢1の1・2・4の49・4の50・字研石27・字十文字3の1・字梨木平1・2・字滝ノ沢1の2・字堤尻2の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県由利地域振興局農林部及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）